

# ・生活指導部より

## 1. 服装等

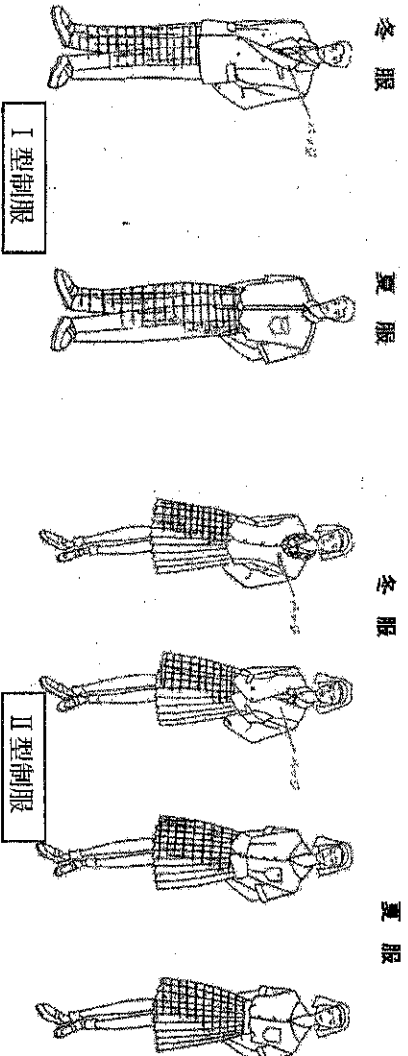
生徒は通学時および学校生活においては、本校指定の制服を着用する。

※本校指定の制服は、次のとおりである。

### (1) 制服

原則として、10月1日から5月末日までは冬服、6月1日から9月末日までは夏服を着用する。ただし、寒暖の状況に応じて各自制服の中で調整して良い。

- a) I型は、冬服には、左襟に校章をつける。中には指定のカッターを着用する。夏服着用時は、ノーネクタイも可とする。
- b) II型は、冬服には左胸に校章をつける。夏服着用時は、ノーリボンも可とする。



- c) I・II型共に、寒暖に合わせて本校指定のベストを着用してもよい。(その他のものは認めない。)
- d) 長袖のカッター、フラウスを着用する場合には必ずネクタイ・リボンを着用すること。

### (2) 防寒具類

着用するときには、次の規準に従うこと。

- a) オーバー・コート類  
オーバーまたは半オーバーでも差し支えない。華美なもの及び特異な型のは避ける。
- b) セーター、カーデイガンの着用は冬服の下に限定する。また 11月1日から翌3月31日に限定する。

### (3) はきもの

男女ともに通学時及び学校生活においては、かかとの低い靴を使用する。色及び型ともに、華美なもの及び特異な型のは避ける。サンダル等は使用しない。

校舎内及び学校指定の場所では、本校指定の上履きを使用する。必ず記名すること。又、体育館で体育の授業を受ける場合は、本校所定の体育館シューズを使用すること。

＜上履きの色＞ 7 4期＝緑 : 7 5期＝青 : 7 6期＝赤

### (4) 頭髪

男女ともに清潔、端正を旨とし、特異な髪型、変色は禁止する。

### (5) 所持品・着用品

カバンその他の携行品は質素を旨とし、所持品には必ず記名する。

【備考】病氣その他、やむを得ない理由によって、所定の服装以外のものを着用する場合には、学級担任を通じて、生活指導部に申し出て、異装許可を受けること。